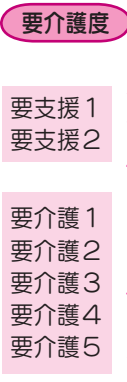


## 介護保険シリーズ④

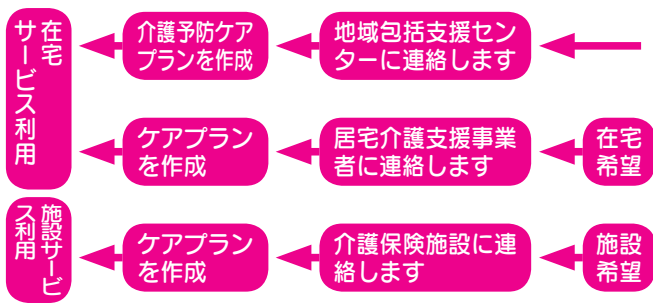
### サービス利用



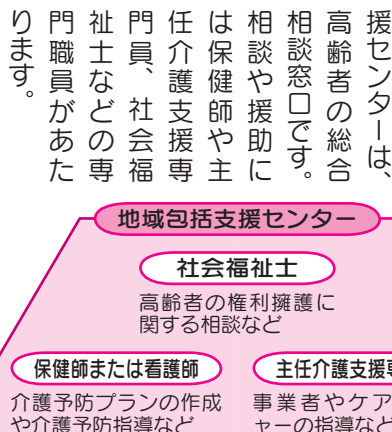
要介護1〜5と認定された人は、居宅介護支援事業者のケアマネジャーに希望を伝えてケアプランを作成してもらい、介護サービスを利用します。要支援1・2と認定された人は地域包括支援センターに連絡して、介護予防プランを作成してもらい介護予防サービスを利用します。



### 利用できるサービス



### 地域包括支援センター



### 居宅介護支援事業者

ケアマネジャーを配置しているサービス事業者のことです。主にケアプランを作成してくれま

### ケアプランの例

日	ヘルパー
月	デイサービス
火	ヘルパー
水	ヘルパー
木	ヘルパー
金	ヘルパー
土	ヘルパー

※ケアマネジャーにケアプランの作成を依頼したり相談したりする費用は無料（公費負担）です。

### 問い合わせ

介護保険制度に関する窓口  
役場高齢者支援課 介護保険係  
☎295-2112 内線122  
高齢者の総合相談窓口  
毛呂山町地域包括支援センター  
☎295-2112 内線156・157

## 毛呂山歴史散歩 文化財シリーズ 236 毛呂山にもあった染物屋 ~紺屋の技術と伝承~ 毛呂山の職人⑤

かつて、紡いだ糸や機械で織った布を染める「紺屋」が身近にありました。

藍染めは、藍の葉を発酵させた植物染料を用います。しかし、発酵した植物染料は、温度、湿度により、染めの色合いが変化してしまうため管理が難しく、紺屋の技術が必要とされていきました。

生地を青に染めるのは藍でしかできないので、紺屋に持ち込み染めてもらったといいます。明治時代後半から大正期に化学染料が普及するまで、天然の藍染めを紺屋が行っていました。

藍はタデ科の植物で、防虫効果があるため、半纏、布団地、浴衣などは藍が用いられ、庶民の生活にはなくてはならないものでした。

かつては、町内にも何件かの紺屋があり、毛呂本郷の小山染物店も藍

の甕場がありました。また、江戸時代末期、葛貫で紺屋を営んでいた西川平三郎氏は京染めの名人といわれ、神奈川県小田原や群馬県沼田、千葉県佐原など遠方の間屋とも取引がありました。

藍染めの難しさにまつわる言葉に「紺屋の明後日」という諺があります。紺屋の仕事は、天候に左右されるため、明後日に品物を納めるといつても期日を延ばすことが多く、あてにならないということからきています。しかし、平三郎氏は、染めの技術もさることながら、期日を守る染物屋として人気があったといわれています。

今では毛呂山で見かけなくなった紺屋ですが、紺屋の技術は歴史民俗資料館の藍染めサークルによって継承されています。藍染めの技術の習得とともに、地域での体験講座などの指導も行い、かつて毛呂山にあった紺屋の技術を今に伝えていきます。



夏休み親子藍染め教室